

高知県ものづくり省力化設備投資支援事業費補助金 Q&A (4/23更新)

(ウ) 補助対象経費について

No.	質問	回答
1	どのような設備が補助対象となりますか。	○製品の製造工程や作業工程等を効率化する機械装置及び専用ソフトウェア・情報システムが補助対象です。
2	製造（生産）工程とはどこからどこまでを指しますか。	○原材料が加工されて製品になるまでの生産活動の進行過程を指します。 具体的には、原材料等が工場等に運び込まれてから、工場内の加工や組立等の工程を経て、最終製品として出荷されるまでを指します。
3	本社は高知県内ですが、県外の製造拠点に設置する場合は補助対象になりますか。	○補助対象となりません。
4	既に契約や発注（購入）が済んでいる場合も対象となりますか。	○補助対象となりません。 補助事業に要する経費にかかる契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に発注や契約を行った場合は補助対象となりません。
5	中古品やリース資産は補助対象となりますか。	○補助対象となりません。
6	既存設備・機器等の撤去費や処分にかかる費用は補助対象となりますか。	○補助対象となりません。
7	機械を設置する際の送料や工事費は補助対象となりますか。	○補助対象となります。ただし、設置場所の整備工事や基礎工事は対象となりません。
8	故障破損などの保証料、保守料金も補助対象となりますか。	○補助対象となりません。
9	割賦契約やクレジットカードでの支払の場合も補助対象となりますか。	○経費の支払いは「銀行振込のみ」を認めています。 割賦契約の場合は、事業実施期間終了日までに支払を終え、かつ納品が完了している場合は補助対象となります。 ○クレジットカード払いについては補助対象となりません。
10	申請可能な設備を具体的に教えてください。	○対象設備の指定は行っていません。 製造（生産）工程に使用する設備で、公募要領の要件を満たす設備は対象となります。
11	産業用車両は補助対象になりますか。	○公募要領（一般枠）の5. 補助対象経費の対象事例の※2に記載のとおり、「機械及び装置」にかかる経費が対象です。 フォークリフトやチップ製造車は「車両及び運搬具」に該当するため対象になりません。 なお、トラッククレーンなど「機械及び装置」に該当するものであっても、専ら補助事業のために使用するものでなければ対象外となります。
12	天井クレーン・コンベアは補助対象となりますか。	○製造（生産）工程のみで使用する場合は補助対象となります。
13	EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入費も補助対象となりますか。	○補助対象となりません。
14	自社と資本関係にあるグループ会社から調達する機械装置については対象外とありますが、資本関係にあるグループ会社とはどういったものを指しますか。	○会社法上の「親会社」と「子会社」の関係にある会社同士を指します。
15	補助金を活用して導入した機械装置（既存設備）の更新を予定していますが、補助対象となりますか。	○本補助金の要件を満たしている場合は補助対象となりますが、既存設備の処分時に、財産処分（収益納付）の対象となる可能性がありますので、補助金支給元への事前確認をお願いします。
16	見積時に値引き（更新前設備・機器の下取りも含む）があった場合は、補助対象経費はどのようになりますか。	○見積書に値引きの記載がある場合は、補助対象経費から値引額を差し引いた金額で申請してください。
17	建物や構造物と一体となっている設備・機器は対象となりますか。	○補助対象となりません。
18	交付決定以降、申請時の見積額から大幅に値引きがあり、補助実績額が補助下限額（450万円）を下回った場合、補助金は交付されないのでしょうか。	○値引きにより、補助金下限額を下回った場合であっても交付を受けることができます。交付決定後に補助金下限額を下回った場合は、速やかに補助金事務局までご連絡ください。

4/23  
補足